第 2 章　現 況 分 析

第２章　現況分析

２－１　美瑛町の現況

①　沿　革

美瑛町は、明治 27 年に兵庫県からの開拓民による辺別太旭農場の開墾から始まり、その後、明治 30 年の国鉄開通以降の急速な開発進展により移住者が増加し、明治 33 年に神楽村から分村した戸長役場の設置、大正４年の２級村制、大正 12 年の１級村制を経て、昭和 15 年に町制が施行されました。

【図２-１-①：美瑛町の丘陵景観】

昭和 62 年に前田真三氏の写真ギャラリー「拓真館」が開設されたことを契機に、畑作地帯が創り出す特徴的な丘陵景観が、「丘のまちびえい」として注目を集め、大勢の観光客が訪れるようになり、乱開発やスプロール化(※)が懸念されたことから、平成元年に「美瑛町景観条例」及び「美瑛町自然環境保全条例」を制定したほか、平成２年には都市計画区域を変更（用途を指定しない白地区域の拡大）、平成 27 年には「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」の全部改正及び「美瑛町景観計画」を策定し、本町の優れた景観を守る取り組みを進めています。

また、平成 17 年には本町が発起人となり、ＮＰＯ法人「日本で最も美しい村」連合を設立し、今では全国 53 町村 10 地域（令和元年８月 31 日現在）が参加しています。

【図２-１-②：道の駅びえい『丘のくら』】

昭和 23 年に都市計画法適用都市となった以降、５つの土地区画整理事業や関連する都市計画道路事業により市街地の形成が進みました。市街地では、「本通土地区画整理事業（平成元年）」「鉄西土地区画整理事業（平成３年）」がスタートし、地区計画等によって優れた街並みが形成されています。

その都市基盤の基に、地域資源活用総合交流促進施設「ふれあい館ラヴニール（平成 17 年）」、「道の駅びえい『丘のくら』（平成 18 年物産販売施設として整備後、平成 19 年に道の駅登録）」等の中核施設が次々にオープンしました。

近年では、丸山通地区の街路空間整備（平成 30 年完了）や各種交流施設の整備等、中心市街地の賑わいづくりを進めています。

②　地理的特性

北海道でも類いまれな起伏に富んだ丘陵地帯を形成し、畑のほとんどが丘陵地帯にあり、前述したとおり美瑛町を特徴づける優れた丘陵景観が広がっています。その丘陵の間をぬって美瑛川、宇莫別川、置杵牛川、辺別川ほか数条の河川が流れ、その流域の平野部が水田となっています。

本町の東部には標高 2,077ｍの十勝岳を始め 2,000ｍ級の山々が連なり、北海道有数の雄大な山岳景観を成しています。

町内には、旭川から浦河町に至る国道 237 号と旭川から富良野に通じるＪＲ富良野線があり、旭川空港からは車で約 15 分の近距離にある等、恵まれた交通環境にあります。

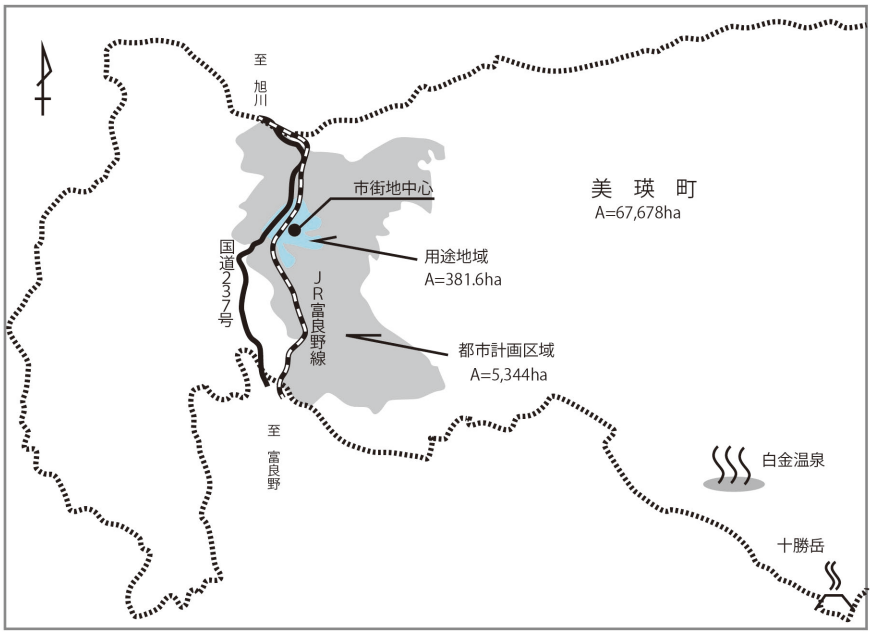

【図２－１－③：美瑛町の位置】

③ 人口･世帯数等の推移

美瑛町の総人口は、1959 年（昭和 34 年）の 22,400 人をピークとして、産業構造の変化と経営基盤の弱い農業者の離農転出や若年層の就業先の不足等により都市への人口流出が進み、2018 年（平成 30 年 12 月末）時点では、第１次計画策定当時の人口（平成 11 年：12,102 人）の 83%となる 10,043 人となっています。

年齢別人口構成では、15 歳未満の人口減少と 65 歳以上の人口増加が目立ち、平成 27 年では 65 歳以上の比率が 36%となっています。

世帯構成の推移では、単独世帯・夫婦のみ世帯が占める割合が増加（平成７年：46%→平成 27 年：58%）し、核家族化が進行しています。

平成 28 年に策定した「美瑛町人口ビジョン」における 2040 年の人口については、国立社会保障･人口問題研究所が推計した数値 6,732 人に対し､将来展望人口を 7,981 人としています。下記グラフでは 2015 年（平成 27 年）の将来展望人口は 10,302 人となっていますが、2015 年（平成 27 年)の実数値は 10,292 人となり､推計を上回る展望人口に近い数値となっています。

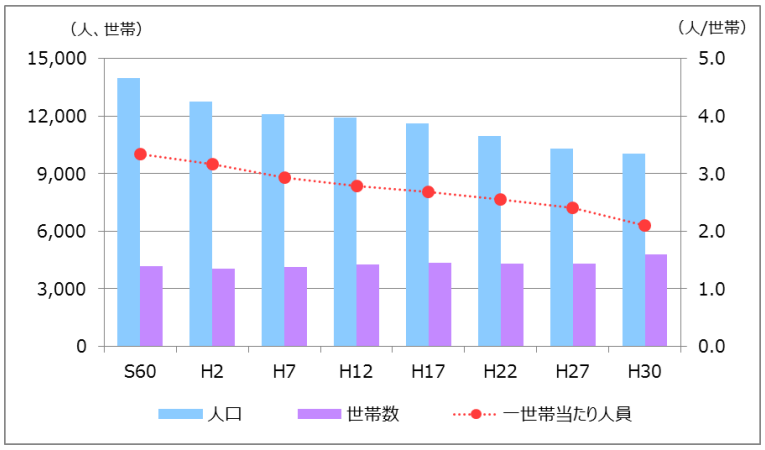

【図２-１-④：人口･世帯数の推移】

出典：国勢調査（※H30 は住基）

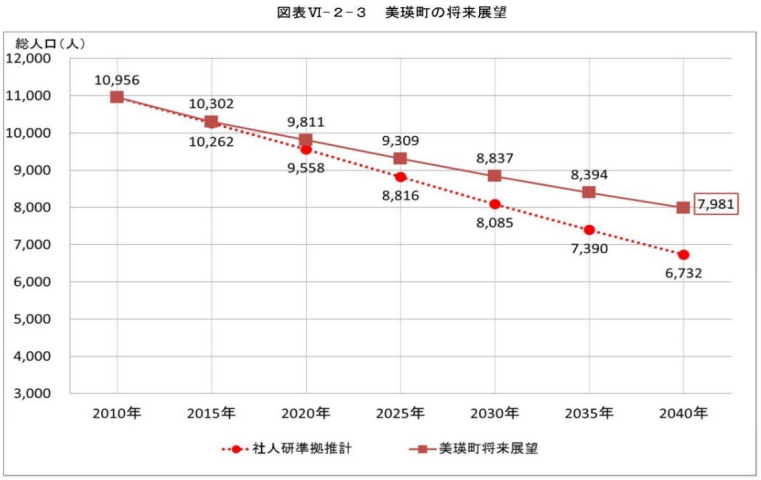

【図２-１-⑤：人口の将来展望】

出典：美瑛町人口ビジョン（平成 28 年）

④ 産業の推移

美瑛町の産業は、第１次産業は畑作・水稲を中心とする農業、第２次産業は建設業、第３次産業は卸・小売業、サービス業が主体で構成され、その産業別就業人口の推移では、第３次産業がほぼ横ばいなのに対し、第１次産業、第２次産業とも減少傾向で、平成 27 年と第１次計画策定当時の人口比較では、第１次産業が平成 12 年（2,027 人）の 76%となる 1,540 人、第２次産業が平成 12 年（1,130 人）の 52%となる 591 人となっています。

本町における就業者の就業先推移は、第１次計画策定当時の就業人口（平成 12 年:6,188 人）の 90%が町内で就業していたのに対し、平成 27 年では 83%の 4,331 人に減少していますが、他市町村から本町へ就業している人口は、12%から 17%と増加しています。

農家戸数は、平成 27 年では第１次計画策定当時（平成 12 年：635 戸）の 68%の 434 戸となっていますが、農業産出額は、第１次計画策定当時の金額（平成９年：12,742 百万円）に対し、平成 27 年は 98%の 12,430 百万円と、おおむね安定した傾向が続いているほか、農地の造成や離農跡地の集積により規模拡大が図られ、規模別農家戸数で 20ha 以上が占める割合は、平成 12 年の 34%に対し、平成 27 年では 47%となっています。

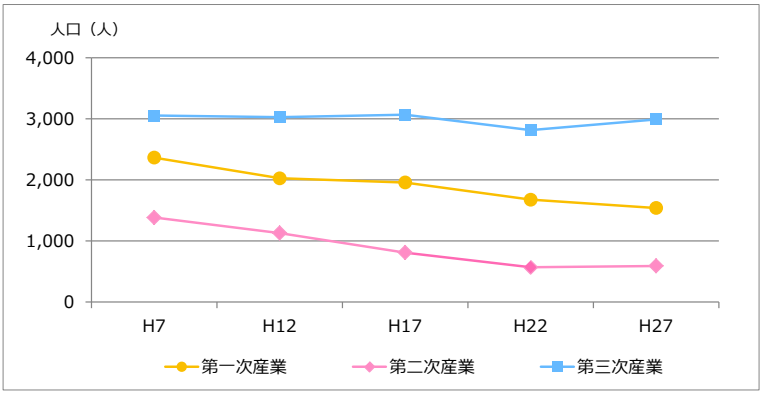

【図２-１-⑥：産業別就業人口】

出典：国勢調査

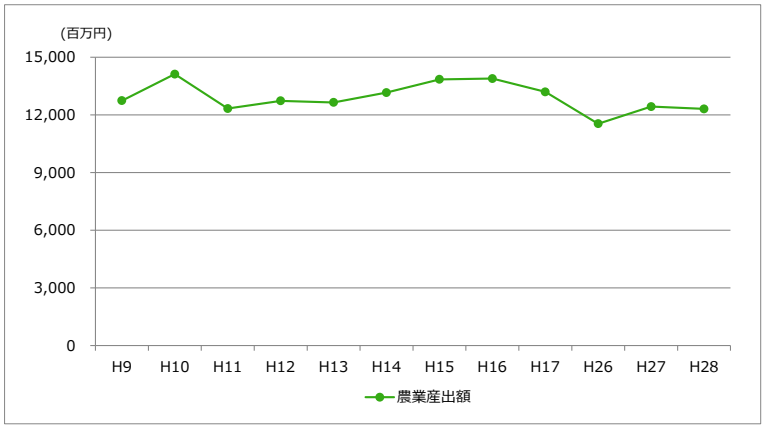

【図２-１-⑦：農業産出額】

出典：農林水産統計年報

工業製造品出荷額は、第１次計画策定当時の金額（平成 12 年：6,092 百万円）から年によって多少の増減がありますが、平成 28 年は 6,122 百万円となり、おおむね安定しています。

商業販売額は、平成 28 年では第１次計画策定当時の金額（平成 11 年：18,655 百万円）の 75%に当たる 14,071 百万円となり、減少傾向が続いています。

観光客入込数は、第１次計画策定当時から約 120 万人前後で推移してきましたが、平成 24 年頃より増加し始め、平成 26 年に約 180 万人に達した後は、年間約 170 万人で推移しています。

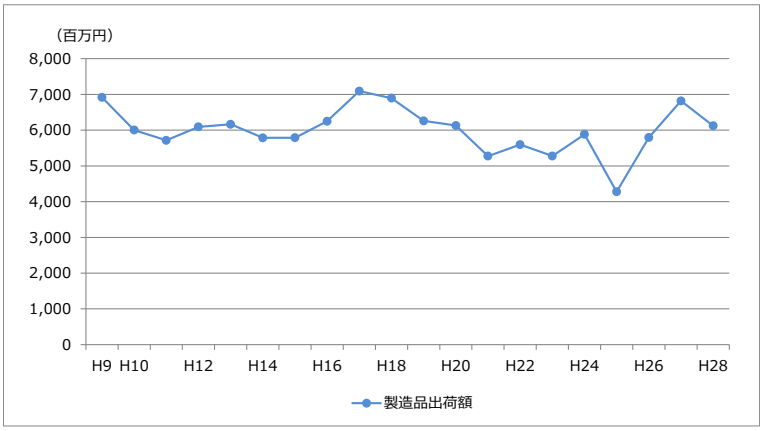

【図２-１-⑧：工業製造品出荷額】

出典：工業統計資料

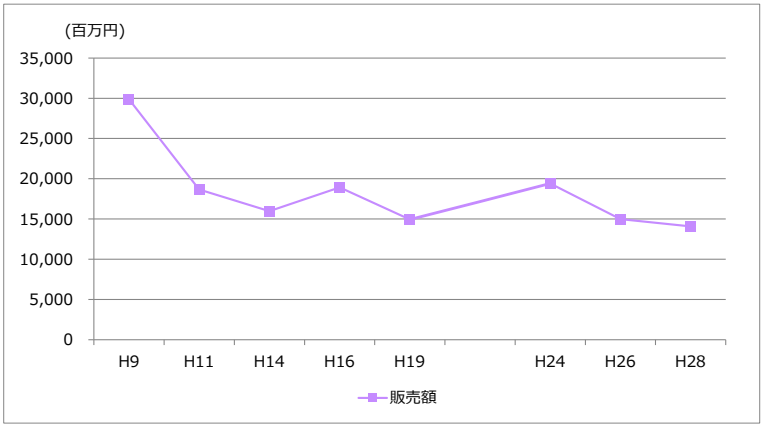

【図２-１-⑨：商業販売額】

出典：商業統計資料経済センサス（H24 以降）

（※H9 と H11 以降は卸売業の分類方法が異なるため著しく減少）

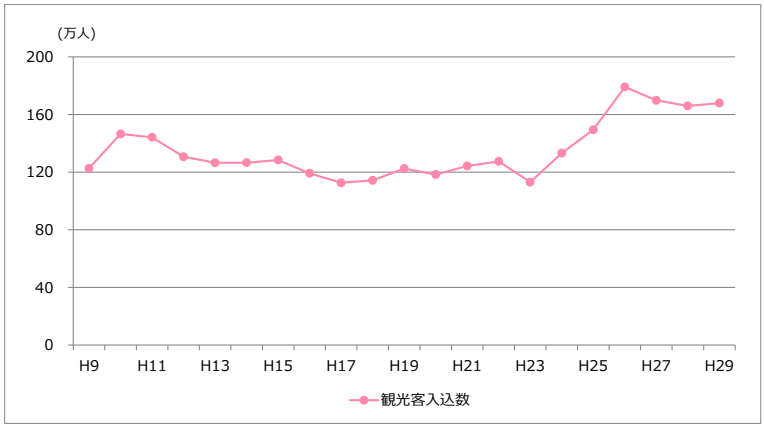

【図２-１-⑩：観光客入込数】

出典：美瑛町

⑤ 移住･定住

美しい景観に癒しを求め、道内外の都市部からの移住、これから移住を検討している人は少なくありません。このような移住希望に応えるとともに、交流人口の増加や滞在時間の拡大による経済波及を促すため、本町では定住促進のためのおためし暮らし(移住体験)を実施しています。

都市部における農村地域への移住・交流希望者に対し、まちの魅力や安心して暮らせる住環境を広く伝えるため、首都圏で開催される移住相談会等へ積極的に参加し、ＰＲ活動を行っています。

【図２-１-⑪：二地域居住体験住宅】

⑥ 中心市街地活性化

平成 17 年に地域資源活用総合交流促進施設(宿泊･体験施設)「ふれあい館ラヴニール」、平成 19 年に「道の駅びえい『丘のくら』」、平成 27 年に活性化交流施設「丘のまち交流館『bi.yell』」をそれぞれ整備し、中心市街地の賑わいづくりを進めるとともに、商工会と商店街が連携して特産品開発を行う等、付加価値を高めながら商業の活性化へとつなげる取り組みを進めています。

【図２-１-⑫：丘のまち交流館『bi.yell』】

中小企業者等の活性化及び経営力強化を図ることを目的とした「美瑛町中小企業者等振興補助金制度」（平成 28 年度）を新設し、商工業者の経営体質強化の取り組みを進めています。

⑦ 地域福祉

「美瑛町地域福祉計画」に基づき、地域社会における少子高齢化の急速な進行や経済情勢等を起因とする生活困窮、高齢者や障がい者の虐待やひきこもり等による社会的孤立等、多様化する地域課題の解決に向け、町民が一緒になって目指すべき地域社会の構築に向けた取り組みを進めています。

児童福祉においては、子育て世帯が安心して子育てができる環境づくりに取り組み、特に就労と子育てを両立できるよう、保育時間延長や利用者負担軽減等、子育て支援の充実に努めてきました。また、子ども支援センターが中心となり、遊びの場を通して保護者と関わりを持つことで、子育て不安を軽減する相談支援や情報交換を進めているほか、保健・医療や教育等の各関係機関が保護者と連携することで質の高い子育て環境を提供しています。

【図２-１-⑬：子育て支援施設】

【図２-１-⑭：保健センター】

高齢者福祉においては、平成 13 年に「生きがい活動支援通所施設（通称：いきいきセンター）」の建設を行い、高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防の取り組みを進めています。

障がい者福祉においては、障がい者に対する正しい理解の促進を行うとともに、障がい者の自立に向けた生活支援や就労支援、自立訓練に向けた環境づくりに努め、福祉施設については、高齢者や障がい者に配慮した建設位置とし、バリアフリー化(※)を進めるとともに必要に応じて点字ブロックを配置する等、誰もが市街地で不自由なく活動できるよう、ユニバーサルデザイン(※)によるまちづくりを推進しています。

⑧ 保健･医療

町民の健康づくりの拠点として、平成 15 年に「保健センター」の建設を行い、日常生活に密着した保健サービスと健康相談を実施しています。また、町民が自らの健康を自覚し、生活習慣への関心と理解を深めることを目指して、「美瑛町健康増進計画（平成 25～34 年度)」を策定し、健康情報の分析や発信、個別保健指導や健康学習、健診等の支援等を実施しています。

【図２-１-⑮：児童の通学状況】

町立病院は、平成 10 年に全面改築し、あわせて検査機器等多様な医療機器の導入を行い、外来診療、入院診療、救急医療体制の充実を進めてきましたが、地域医療を取り巻く環境は厳しく、病床利用率の低下、患者の高齢化等の課題のある中、既存施設をできる限り有効利用し、町民に幅広い治療環境を提供するため、平成 27 年より療養型病床の導入による一般病床との複合型病棟（ケアミックス型病棟(※)）の体制づくりを進め、地域医療の中心である町立病院の維持、継続に努めています。

⑨ 教育･生涯学習･芸術文化

小中学校７校については、いずれも建築から 30 年以上経過していることから、美瑛町建設事業等実施計画に基づき、計画的に大規模改修や耐震改修の工事を実施してきました。また、教員住宅においても、計画的に改修を実施しています。

児童生徒の通学環境については、現在 10 路線のスクールバスにより通学手段を確保しており、安全な運行を図るため、運行距離や老朽化を確認しながらバスの更新を行っています。

生涯学習等の分野においては、町民センターを中心としたサークル活動や学習活動の拠点づくりを行い、多様なニーズに対応できる体制を維持し、町民の自主的な活動を支援しています。

【図２-１-⑯：丘のまち郷土学館『美宙』】

平成 24 年に図書館を新築移転オープンし、町民の文化活動の支援に努めているほか、平成 28 年に「丘のまち郷土学館『美宙（みそら）』」を整備し、多くの町民が歴史や文化にふれる機会を提供しています。

また、平成 30 年には「丘のまちわいわいプール」を整備し、スポーツ・レクリエーション活動を通して、生活の潤いや生きがいづくりを行えるよう、町民のニーズにあった運動機会の提供に努めています。

⑩ 防 災

美瑛町は、多くの河川により形成された波状丘陵地という地形的特性から、河川の氾濫や土砂災害が懸念されるほか、ひとたび噴火すれば大きな災害をもたらす恐れのある活火山「十勝岳」を有しており、これまで、十勝岳砂防事業の整備拡充、防災行政無線のデジタル化、河川改修等の治水対策等の防災対策を行ってきたほか、「防災ガイドブック」の全戸配布等町民の防災意識を高め、災害への備えを進めてきました。

しかしながら、ハザードマップに示すように、都市計画区域内、とりわけ市街地域においては洪水浸水区域や急傾斜地崩壊危険箇所、泥流の危険域等があることから、引き続き減災に向けた対策を推進し、町民が安心して暮らせる環境を整えていく必要があります。

【凡　例】

大雨時危険箇所	
土石流危険渓流	流域 想定氾濫区域
急傾斜地崩壊危険箇所	
地すべり危険箇所	
市町村界	
国道	
道道	
市町村役場	
JR	
建物	

【洪水時水深色別表示】

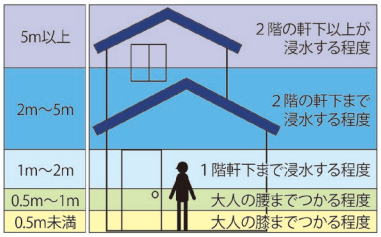

※本資料は都市計画区域内を抜粋し作成しています。町全域のハザードマップは、町公式ホームページからご覧ください。
（https://town.biei.hokkaido.jp）

【図２-１-⑰：洪水・土砂ハザードマップ（抜粋）】

⑪ 美しい景観を守り育てる取り組み

美瑛町の景観は、「パッチワークの丘」と呼ばれる欧州的な景観がテレビＣＭや各種メディアに使用されたこと等を契機として、全国的に注目を集めることとなり、平成元年の「美瑛町景観条例」「美瑛町景観ガイドライン」の策定や、平成２年の都市計画区域拡大によって、良好な農村景観の保全を図っています。

第１次計画を策定した平成 12 年以降では、「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」の制定（平成 15 年）、景観法施行に伴う景観行政団体指定（平成 18 年）、「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」の全部改正（平成 27 年）、「美瑛町景観計画」の策定（平成 27 年）等によって、景観を守り育てる積極的な取り組みが行われています。

中心市街地における景観形成の取り組みとして、本通地区では建築協定によって統一的な街並みが整備されたほか、無電柱化によって開放的な空間が創出されています。無電柱化の取り組みは、近年、市街地のもう一つのメインストリートである丸山通地区においても実施されているほか、「北西の丘展望公園」等の郊外の景勝地周辺でも実施されており、周辺環境と調和した景観づくりに努めています。

さらに、ＮＰＯ法人「日本で最も美しい村」連合の運動によって、農村地域が持つ日本固有の多くの美しい風景を、かけがえのない地域の財産として守り育てるための取り組みを推進しています。

【図２-１-⑱：本通地区の街並み】

２－２　都市計画の現況

①　都市計画区域

都市計画区域については、昭和 23 年法適用都市（法第１条決定）となり、美瑛町行政区域 677.16Km²を指定した以降、昭和 44 年新都市計画法の施行に伴い、市街地周辺の 467ha に変更し、社会環境の変化に伴う都市計画区域の拡大を重ね、現在の区域面積を 5,344ha としています。

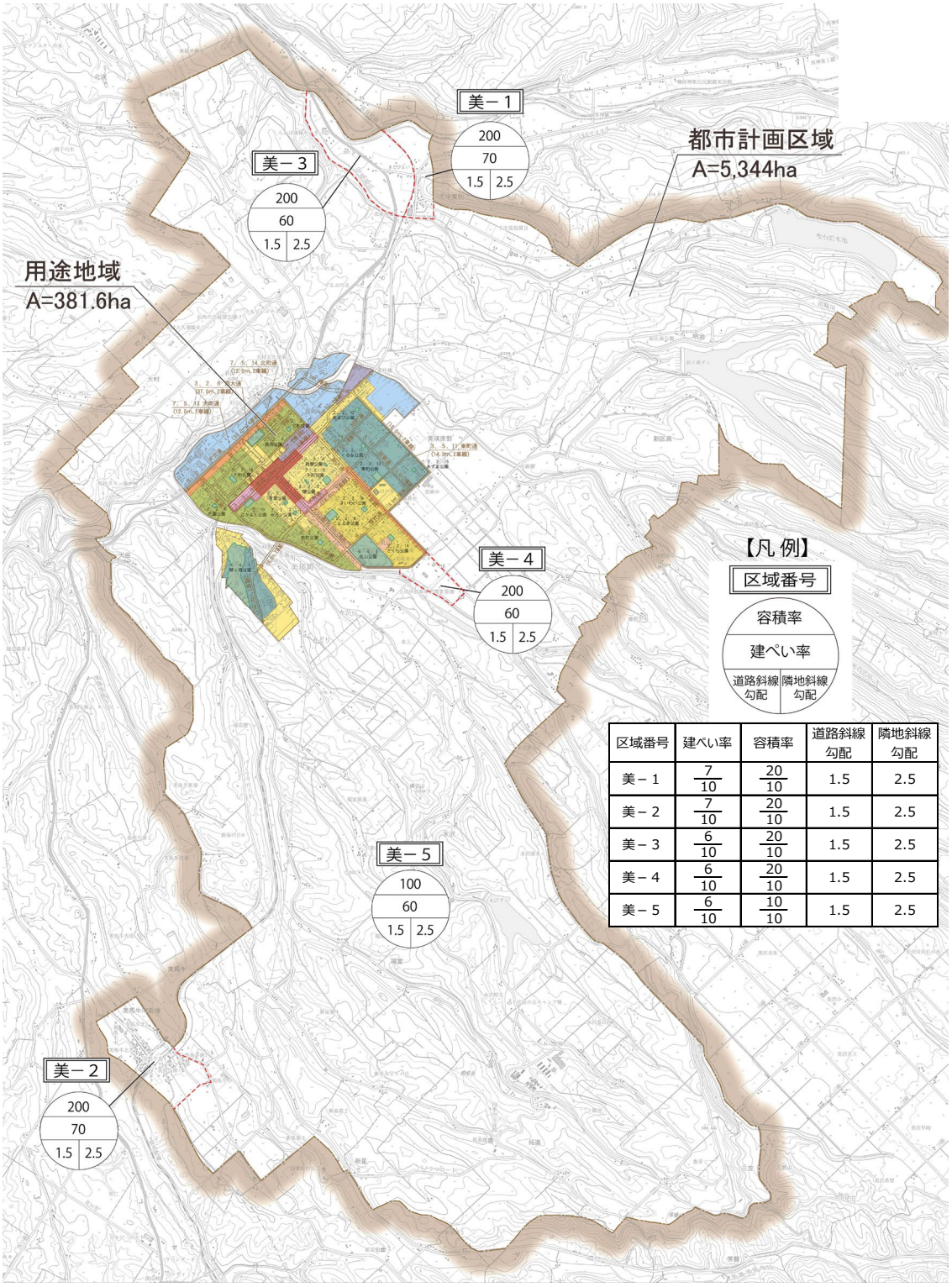

区域番号	建ぺい率	容積率	道路斜線勾配	隣地斜線勾配
美－１	7/10	20/10	1.5	2.5
美－２	7/10	20/10	1.5	2.5
美－３	6/10	20/10	1.5	2.5
美－４	6/10	20/10	1.5	2.5
美－５	6/10	10/10	1.5	2.5

【図２-２-①：美瑛町都市計画図】

②　用途地域

都市地域の合理的な機能の配分や住環境の保護等秩序と均衡ある都市の発展、土地の高度利用を図るため、昭和 51 年、用途地域７種別（工業専用地域を除く）を指定し、あわせて近隣商業地域・商業地域と準防火地域を指定しました。

平成４年の法改正に伴い、平成５年には 10 種別 342.6ha（非可住地 1.3ha を除外）を決定して用途地域の変更を行い、その後、平成７年及び平成 17 年に用途地域を拡大（381.6ha）し、さらに平成 29 年に社会体育施設の適正配置のため一部用途変更を行い、現在に至っています。

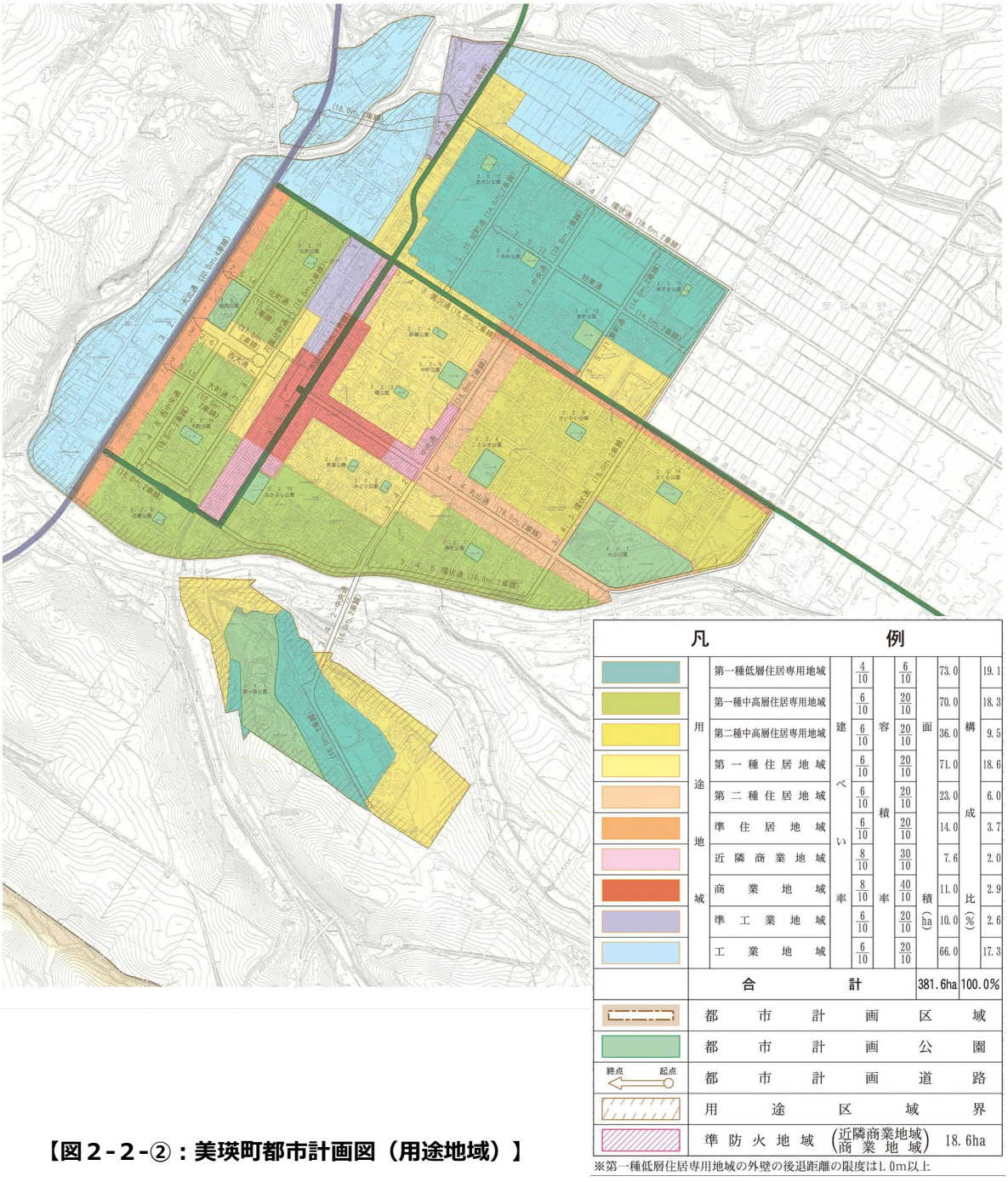

【図２-２-②：美瑛町都市計画図（用途地域）】

③　市街地整備

市街地人口の増加に応じて、良好な宅地の供給と快適な環境の下に秩序ある都市づくりを促進するため、美瑛町施行として第１地区（昭和 26～32 年）、第２地区（昭和 42～49 年）、組合施行として第３地区（昭和 52 年～60 年）、本通地区（平成元～13 年）、鉄西地区（平成３～15 年）の、併せて５地区の土地区画整理事業を実施してきました。

土地区画整理事業は、平成 24 年の鉄西地区の清算終了をもって全て完了し、用途地域の約 45％に相当する 170ha の市街地が土地区画整理事業によって整備されています。

また、平成 26 年度に「美瑛住生活基本計画」及び「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、住生活の安定確保に向けた住宅及び住環境の整備を行っています。北町団地の整備のほか、白樺団地及び日の出団地の建替整備事業を進め、また、既存の町営住宅については適正な維持管理を継続して行うことで、快適で安全安心な住環境の形成に努めています。

【図２-２-③：区画整理事業の様子】

④　地区計画と建築協定

「地区計画」は、地域的な実情を踏まえ、住民の生活に結びついた地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物等について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画であり、本町は、平成６年に鉄西土地区画整理事業において決定し、建築物の用途制限、壁面の位置制限、形態又は意匠の制限について定めています。

同様なまちづくりの計画として、地域内の土地所有者と借地権者の合意により定める「建築協定」については、平成２年に本通土地区画整理事業において、建築物の壁面の位置制限、形態又は意匠の制限について定めています。

⑤　都市計画道路

都市地域の発展と生活の利便性、さらにその都市機能を高める上で重要な役割を担う都市計画道路については、昭和 51 年の用途地域指定に伴い、昭和 52 年に 11 条 17,680ｍを決定し、その後、数次の都市計画変更を行い、現在は 14 条 19,470ｍを決定しています。

決定された都市計画道路のうち、79.4％の 15,450ｍが改良済みとなっていますが、全体の約２割に当たる区間が未整備となっています。

駅前広場については、昭和 29 年に 2,360 ㎡を都市計画決定し、第１土地区画整理事業にて昭和 40 年に整備した後、本通土地区画整理事業の実施に伴い、平成元年に 5,700 ㎡へ拡大変更を行い、同事業にて平成 13 年に整備が完了しています。

西口交通広場については、平成３年に 4,600 ㎡にて認可を受け、鉄西土地区画整理事業によって平成 13 年に整備が完了しています。

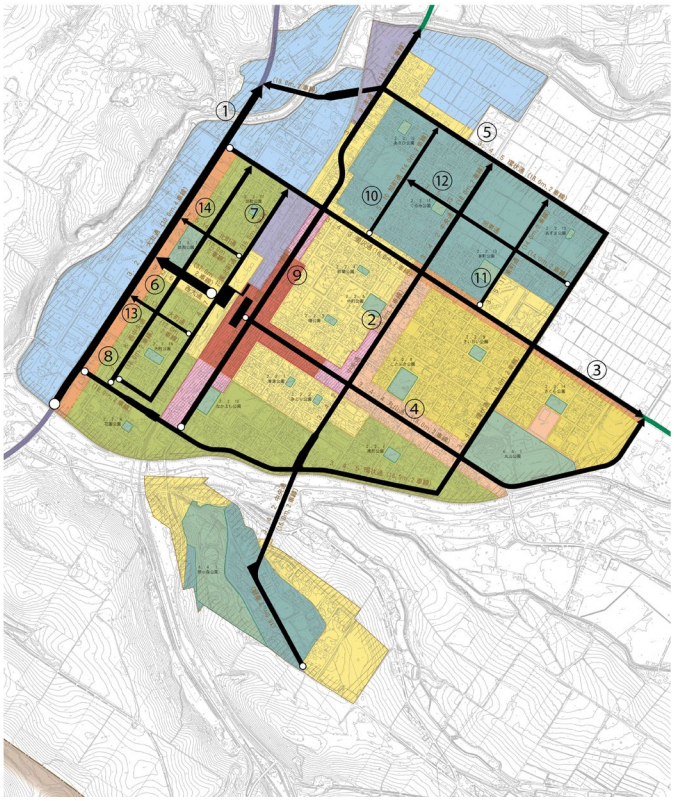

都市計画道路

図上番号	種別	名称		区域		現況	
		番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	改良	
						延長(m)	率(%)
1	幹線	3･2･1	大北通	1,640	30	0	0.0
2	幹線	3･4･2	中央通	2,450	18	2,450	100.0
3	幹線	3･4･3	美沢通	2,060	18	1,510	73.3
4	幹線	3･4･4	丸山通	1,940	18	1,940	100.0
5	幹線	3･4･5	環状通	4,470	18	2,950	66.0
6	幹線	3･2･6	西大通	310	37	310	100.0
7	幹線	3･4･7	花園北町通	1,230	16	1,230	100.0
8	幹線	3･4･8	西中央通	1,060	18	1,060	100.0
9	幹線	3･3･9	本通	1,870	22	1,850	98.9
10	幹線	3･5･10	旭町通	540	14	540	100.0
11	幹線	3･5･11	東町通	540	14	540	100.0
12	幹線	3･5･12	旭東通	780	14	780	100.0
13	区画街路	7･5･13	大町通	290	12	290	100.0
14	区画街路	7･5･14	旭東通	290	12	290	100.0
計			14 条	19,470	－	15,740	80.8
残						3,730	19.2

交通広場

名称	都市計画決定年月日	告示	面積
駅前交通広場	S29. 3.30（決定）	建設省告示第293号	2,360 ㎡
	H 1. 5.25（変更）	北海道告示第822号	5,700 ㎡
西口交通広場	H 3.12. 6（決定）	北海道告示第1869号	4,600 ㎡

【図２-２-④：都市計画道路一覧図】

⑥ 都市計画公園等

緑豊かなオープンスペース、誰もが憩える公園・緑地として、都市機能に適した配置計画により昭和42年より逐次整備し、現在20か所22.04haを計画決定しています。

計画決定された公園は全て供用開始されていますが、設置から20年を超えている公園が18か所あることから、施設の老朽化が全体的に進行しており、現在「美瑛町公園施設長寿命化計画」に基づき、町民が安全安心に利用できるよう施設の老朽化対策を強化しています。

都市計画公園及び都市公園を 30 か所配置しているほか、その他公園や市街地内におけるポケットスペース(※)等を配置し、本町らしい開放的で潤いのある街並み空間の形成に努めています。

【図２-２-⑤：丸山運動公園】

都市計画公園

NO	種 別	名称 番号	名称 公園名	位置	面積 (ha)	供用開始
1	街区	2･2･1	青葉公園	栄町3丁目6	0.11	S38. 6.15
2		2･2･2	みどり公園	栄町4丁目6	0.12	S39. 9.30
3		2･2･3	曙公園	本町3丁目6	0.14	S42.11.30
4		2･2･4	鈴蘭公園	中町3丁目6	0.12	S43.11. 5
5		2･2･5	中町公園	中町4丁目2	0.55	S37. 3.31
6		2･2･6	花園公園	花園1丁目3	0.13	S47. 8.10
7		2･2･7	南町公園	南町3丁目2	0.26	S55. 4. 1
8		2･2･8	ことぶき公園	寿町2丁目2	0.94	S53. 3.31
9		2･2･9	さいわい公園	幸町3丁目5	0.29	S54. 4. 2
10		2･2･10	なかよし公園	西町1丁目4	0.57	S57. 3.31
11		2･2･11	くるみ公園	旭町4丁目7	0.23	S60. 1.31
12		2･2･12	あさひ公園	旭町2丁目7	0.20	S60. 1.31
13		2･2･13	東町公園	東町2丁目5	0.64	S61. 3.12
14		2･2･14	さくら公園	丸山2丁目2	0.39	H 2. 3.14
15		2･2･15	あずま公園	東町4丁目	0.11	H 1. 3. 8
16		2･2･16	大町公園	大町1丁目	0.29	H 3. 3. 7
17		2･2･17	北町公園	北町1丁目	0.15	H12. 8. 7
18	近隣	3･3･1	鉄西公園	北町2丁目	1.30	H14. 8.31
19	地区	4･4･1	憩ヶ森公園	憩町2丁目	7.70	S59.12.24
20	運動	6･6･1	丸山公園	丸山1丁目1	7.80	S49. 4. 1
計		20ヶ所			22.04	

都市公園

NO	名称	位置	面積 (ha)	供用開始
21	新区画運動公園	字新区画	8.94	H5.5.12
22	千代田公園	字拓進	5.37	H5.5.12
23	新栄の丘展望公園	字美馬牛新栄	0.46	H5.5.12
24	三愛の丘展望公園	字水沢	0.78	H5.5.12
25	ふれあい運動公園	字原野3線	2.33	H5.5.12
26	神社跡緑地	西町1丁目	0.51	H11.4.1
27	北西の丘展望公園	字大久保協生	4.58	H9.3.5
28	美馬牛の森公園	字新星第1	10.67	H9.3.5
29	やすらぎ広場	本町4丁目	0.29	H12.3.24
30	聖台公園	字赤羽	5.6	H13.4.2
計	10ヶ所		39.53	

⑦ 上下水道･河川

上水道は、昭和40年の給水開始以降、段階的・計画的に給水区域を拡張してきましたが、平成17～18年にかけて、それまで未普及地域であった旭地区への給水設備･管路を整備しました。これにより、地区専用水道を運営している俵真布地区、豊富な地下水を活用できる横牛・朗根内地区、地区飲料水供給施設を利用する上宇莫別地区・藤野地区を除き、町内の大部分で水道水を安定供給できる体制が整い、現在は老朽化した施設の計画更新を進めています。

公共下水道として昭和51年に都市計画決定し、その後の事業認可及び変更により整備を進めていますが、現在の認可区域355haのうち、汚水管18%･雨水管30%が未整備となっています。

美瑛川、置杵牛川等の市街地周辺の河川は、総合的な治水対策の促進と自然環境との融合を図ることとされており、美瑛川については、十勝岳火山泥流対策により上流部の川幅拡幅等の治水対策が行われています。

２－３　その他、都市計画に関連する社会基盤の現況

①　開発行為

都市計画区域内における開発行為は、市街地周辺を中心に昭和 50 年に始まり、現在まで 41 行為 52.9ha が施工されています。

②　公共施設

公共施設（役場庁舎や子育て・福祉関連施設、学校、公営住宅、公民館等）の床面積は、昭和 61 年から平成 27 年の間に 1.3 倍増加しているのに対し、町民一人当たりの床面積は人口減少に伴い、1.8 倍増加しています。ニーズの多様性を踏まえながら、人口減少や人口構造の変化を見据え、公共施設の縮減に向けた取り組みを検討する必要があります。

③ 町営住宅

町営住宅（公営、特公賃、単費）については、平成 27 年３月末現在で 501 戸ありますが、耐用年数が経過しているのは 48%の 240 戸となっていることから、引き続き「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて、適正な供給を行う必要があります。

④ ごみ処理･し尿処理

東川町・東神楽町と共同で構成する大雪清掃組合に所属し、廃棄物の減量化に重点をおいてリサイクル等を推進しており、環境への負荷が少ない循環型社会に転換する取り組みを進めています。

公共下水道等の普及により、し尿収集人口は年々減少していますが、合併処理浄化槽から排出される汚泥収集量が年々増加していることから、引き続き安定した処理を進めるため、処理を行っている浄化センターの老朽化対策等を検討していく必要があります。

⑤ 情報化

平成 22 年に情報通信基盤を整備したことにより、町内ほぼ全域でインターネットを利用できる環境が整っています。今後もブロードバンド(※)の利用件数が増加傾向にあるため、施設の整備や適切な管理運営に努める必要があります。

２－４　社会情勢から求められている都市像

社会情勢から求められている都市像として、都市計画に関して国や北海道が示している現状や方向性を整理し、踏まえるべきキーワードを抽出します。

我が国における都市計画に関する現状

※『都市計画運用指針第 10 版（国土交通省）』の「運用指針策定の趣旨」から抜粋

- 防災・減災に対する国民的意識の高まり
- 人口減少・超高齢社会の到来
- モータリゼーション(※)の進展に伴う人々の生活圏の広域化
- 地球環境問題
- 市街地の疲弊や地域経済の低迷
- 空き地・空き家等の低未利用地の増加
- 質の高い住まい方に対する国民的意識の高まり
- 自然的環境や景観の保全・創出に対する国民的意識の高まり

国や北海道が考える都市計画における方向性

国土交通省重点施策 2016

国土交通省では、政府全体の施策方針を踏まえて、今後重点的に取り組むべき施策として「国土交通省重点施策 2016」を策定しており、その骨子のうち、都市計画に関する方針を抽出し、求められている都市の将来像として具体例を整理しています。

■国民の安全・安心の確保
- ○ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策
- ○社会資本の老朽化対策
- ○日常生活における安全・安心の確保

■地域の活性化等を通じた持続可能な社会経済の実現
- ○コンパクトシティ・プラス・ネットワーク(※)の推進
- ○地域ビジネス・雇用創出による活力ある地域の形成
- ○人口減少・超高齢社会に対応した豊かな生活環境の創出

■観光先進国の実現
- ○地方創生の礎となる観光資源の魅力向上
- ○観光産業の国際競争力の強化
- ○全ての旅行者がストレスなく快適に観光できる環境の整備

「北の住まいるタウン」の基本的な考え方（北海道）

北海道では、平成 18 年の都市計画法の改正を契機とした「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」「次世代北方型居住空間モデル構想」の策定を経て、「『北の住まいるタウン』の基本的な考え方」を示しています。

■コンパクトなまちづくりの取り組み
- ○市街地の無秩序な拡大抑制
- ○公共公益施設の集約
- ○まちなか居住の推進と地区ごとの居住エリアの集約
- ○コミュニティ拠点の形成
- ○空き地・空き家等のマネジメント
- ○まちの魅力づくり

■低炭素化・資源循環の取り組み
- ○低炭素化・資源循環に寄与するエネルギーの活用促進
- ○地域でのエネルギー共有
- ○低炭素化・資源循環に寄与する仕組み等の取り組み

■生活を支える取り組み
- ○生活の営み確保
- ○生活交通の確保

“社会情勢から求められている都市像”として

- 防災・減災対策
- コンパクトシティ・プラス・ネットワーク
- 人口減少・超高齢社会への対応、生活支援
- 資源循環・持続可能な社会経済
- まちの魅力づくり・観光産業の強化

といったキーワードが抽出されます。

２－５　上位計画等における都市計画に関連する施策方針の整理

本計画を策定する上で、踏まえるべき上位計画として、美瑛町の最上位の計画である「第５次美瑛町まちづくり総合計画」、並びに、都市計画に関連する各種計画における施策方針を整理します。（※詳細は資料編に掲載）

①　上位計画「第５次美瑛町まちづくり総合計画」

まちの将来像 『豊かな自然と個性あふれる文化が輝く 丘のまちびえい』		
分野別施策の基本方針	**①足腰の強い産業づくり** ・産業振興 ・移住定住 ・市街地活性化	○豊かさと活力ある農村づくり ○地域資源を活用した商工業の発展 ○中心市街地の活性化 ○観光地の整備と環境保全 ○空き家・空き地の有効活用　　等
	②ともに支え合うまちづくり ・地域福祉 ・保健 ・医療	○誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくり ○安心して子どもを産み育てられる地域づくり ○高齢者や障がい者にやさしいまちづくり　　等
	③まちを動かす人づくり ・教育 ・生涯学習 ・芸術文化	○子どもたちが安心して学ぶことができる環境の整備 ○学習拠点の整備・充実 ○スポーツ・レクリエーションの活性化による健康づくり ○芸術文化施設の充実　　等
	④安全･安心なまちづくり ・土地利用 ・社会基盤整備 ・防災	○高齢者や障がい者にやさしいまちづくり ○安全で快適な歩行空間の整備 ○潤いのある街並み空間形成 ○美瑛町の風土に根ざした住環境の形成 ○安全で利便性の高い道路・橋梁の整備と維持管理 ○安全な輸送体系の確立 ○公園の再整備 ○災害に強いまちづくり　　等
	⑤みんなで歩むまちづくり ・住民協働 ・日本で最も美しい村づくり ・景観形成	○町民参加の促進及び協働のまちづくり ○美しい村づくり活動の推進 ○地域資源の保護・活用による持続可能な地域の発展 ○美しい景観の保全と形成　　等

②　関連計画

計画	施策方針
美瑛町地域防災計画	○安全で快適な住環境の創出 ○幹線道路・橋梁の整備・改良 ○下水道施設の耐震化 ○適正な避難所の確保と設備の整備 ○狭小道路の解消 ○市街地整備の推進　　等
美瑛町地域強靭化計画	○緊急輸送道路や避難路の無電柱化 ○避難場所としての都市公園の施設整備 ○下水道施設の耐震化・長寿命化対策 ○公共施設や民間の大規模建築物に対する耐震化促進 ○砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備推進 ○河川改修やダム、排水施設等の治水対策　　等
美瑛町景観計画	○景観計画区域の設定 ○景観特性や景観形成の目標に応じた方針策定 ○魅力的・個性的な景観の形成　　等
美瑛町住生活基本計画	○地域資源の有効活用 ○地域内循環システムの構築による住宅の整備促進 ○空き家・空き地活用の推進 ○まちなか居住の推進と定住住宅地の確保　　等
美瑛町公共施設等総合管理計画	○公共施設における人口減少等の変化を見据えた縮減 ○定期的な点検や修繕 ○計画的な機能改善による施設の長寿命化　　等
美瑛町空家等対策計画	○空き家を活用した移住定住促進住宅の提供 ○第三者利用による居住環境の向上 ○危険な空き家の除去促進　　等
美瑛町観光マスタープラン 2020	○農業景観の保全と活用 ○観光エリアの再設計 ○くらしに貢献する観光の実現　　等

２－６　第１次計画の検証

第２次計画を策定するに当たり、第１次計画で位置づけられた数々の施策の実施状況について、完了した施策や未実施の施策を整理し、達成状況等を踏まえた上で今後展開していく必要のある施策を整理します。（※詳細は資料編に掲載）

①　地域別施策の達成状況

第１次計画に記載された 60 の地域別施策のうち、21 施策が完了、35 施策が継続中、4 施策が未実施となりました。完了及び継続中を含めた施策の実施率は約 93%となり、計画された施策はおおむね達成されています。

完了した主な施策は以下のとおりです。

■完了した主な施策

地域	施策
市街地域	○本通地区や鉄西地区における土地区画整理事業による市街地整備 ○花園アンダーパスの整備、横断歩道橋（丘のまちフリーロード）の整備 ○花園地区や扇町地区の町道整備、鉄西公園の整備　　等
丘陵地域	○農業生産基盤の整備 ○幹線道路網及び観光アクセス道路の整備 ○聖台ダム公園や水沢ダム公園の整備　　等
山岳地域	○道道十勝岳温泉美瑛線の遊歩道等の整備（森とふれあう道づくり事業） ○青い池周辺の白金エリアの整備 ○道の駅びえい「白金ビルケ」の整備　　等

未実施となった施策は全て「市街地域」で、その要因としては、以下のとおりです。

■未実施の主な施策

種別	施策内容	未実施の主な要因
住民ニーズに即した適正な土地利用規制	用途地域の見直し	市街地化は現用途区域内で進んだため、大規模な用途の見直しは行わず、現用途地域による土地利用を推進したため
国道・幹線街路沿線の緩和	用途地域の見直し	国道等の幹線街路沿線の用途地域の見直しは行わず、現用途地域による土地利用を推進したため
計画的な質の高い住宅地の造成	東町・原野二線・原野四線地区宅地造成	既成市街地内で市街化が進んだことから、原野地区での宅地造成には至らなかったため
工業地域の指定と造成	用途地域の見直し	原野二線地区の見直しを行わなかったことから、新たに用途地域として指定しなかったため

②　地域別方針の今後の展開

第１次計画に記載された 50 の地域別方針について、これまでの実施状況等に鑑みて、第２次計画期間内の展開を図る施策を整理します。

■今後も展開を図る主な施策

地域	施策
市街地域	○用途地域の適正な見直しや特定用途制限区域の指定の検討 ○都市計画道路の未整備区間の見直しの検討 ○都市基盤の適正な維持管理や未改良道路の整備 ○歩道のバリアフリー化 ○幹線沿道への利便施設誘導 ○地場産品の振興等による中心市街地づくり　　等
丘陵地域	○優良農地の確保と総合的な農業振興、農村の整備 ○乱開発の防止や自然景観の保全 ○地域間道路網の老朽更新や路肩拡幅等の二次改築 ○美馬牛市街地における都市基盤整備の検討 ○観光マスタープランに沿ったルールの普及や交通の在り方の検討 ○地域生活環境に負荷を与えないような方策の検討　　等
山岳地域	○森林環境の保全と森林資源の有効活用による持続可能な循環型社会の形成 ○白金温泉街と青い池を含めたエリア全体の活性化策の検討 ○砂防事業の継続による十勝岳噴火を想定した防災対策　　等